

令和 7 年度

年 報

朝日町教育文化施設

(朝日町歴史博物館・あさひライブラリー)

は じ め に

朝日町教育文化施設は、朝日町の歴史・文化等の情報発信の場として、また生涯学習の拠点として活動してきました。

博物館では、大阪・関西万博開催に合わせて「博覧会とあさひ」をテーマに、森有節のパリ万国博覧会等の賞状やメダルを展示し、多くの方々にご来館いただきました。また、文化教養講座「戦国時代と宗教ふたたび」を開催しました。

図書館では、恒例の「手作り絵本教室」や「映画会」、「ぬいぐるみおとまり会」等の事業を行い、子どもの読書活動支援事業として、絵本作家の聞かせ屋。けいたろうさんと川之上健さんをお招きし、絵本ライブを開催しました。こちらにも多くの方々にご参加いただきました。また、博物館との共催事業のイベントとして「The 肝だめし ～薄闇の図書館・暗闇の博物館～」を開催しました。

加えて、今年度も図書館ボランティアの皆さまにおかれては、「ぽかぽか絵本」による読み聞かせや「フォンターナ」によるストーリーテリングを実施し、図書館運営の充実に大きく寄与していただきました。

今後も当館では、地域住民の皆さまに喜んでいただける事業を実施し、身近な博物館・図書館として、さらに親しまれる施設運営を行っていきたいと考えております。

令和8年7月

朝日町教育文化施設館長

目 次

はじめに	1
I 施設の概要	3
II 朝日町歴史博物館	4
(1) 事業概要	
1. 常設展示 2. 文化教養講座（講演会） 3. 企画展 4. 古文書学習会	
5. 俳句作品展 6. 刊行物	
(2) 資料の収集と保存	
1. 寄贈資料 2. 寄贈図書 3. 収蔵資料の貸出	
III 文化財保護事業	13
(1) 埋蔵文化財	
1. 埋蔵文化財の保護	
IV あさひライブラリー	14
(1) 事業概要	
1. 手作り絵本教室 2. 体験型イベント（博物館と共催） 3. 体験型イベント	
4. 映画会 5. おはなし会 6. ストーリーテリング 7. こどもの読書週間	
8. 読書週間 9. 夏休み宿題サポートコーナー	
10. 図書・雑誌リサイクル会 11. むいぐるみおとまり会	
12. 子どもの読書活動支援事業	
(2) 受け入れ概要	
1. 職場体験 2. 施設見学 3. 社会体験研修 4. 図書館ボランティア	
(3) 利用状況	
V 諸統計	23
(1) 施設利用状況	
(2) 日誌抄	
VI 運営協議会	24
VII 関係法規	25

I 施設の概要

構 造
敷 地 面 積
延 床 面 積

鉄筋コンクリート一部鉄骨造

13,700 m²

教育文化施設

1,917 m²

1 F

1,478 m²

博物館展示室 (274 m²)

図書館閲覧室 (418 m²)

事務室 (93 m²)、収蔵庫 (86 m²)

マルチビジョンコーナー、談話コーナー

閉架書庫、研究室、荷解作業室

2 F

439 m²

視聴覚室 (88 m²)、会議室 (71 m²)

小会議室、ワークショップギャラリー

町民ギャラリー

児童館

247 m²

1 F

196 m²

2 F

51 m²

施 設 概 要

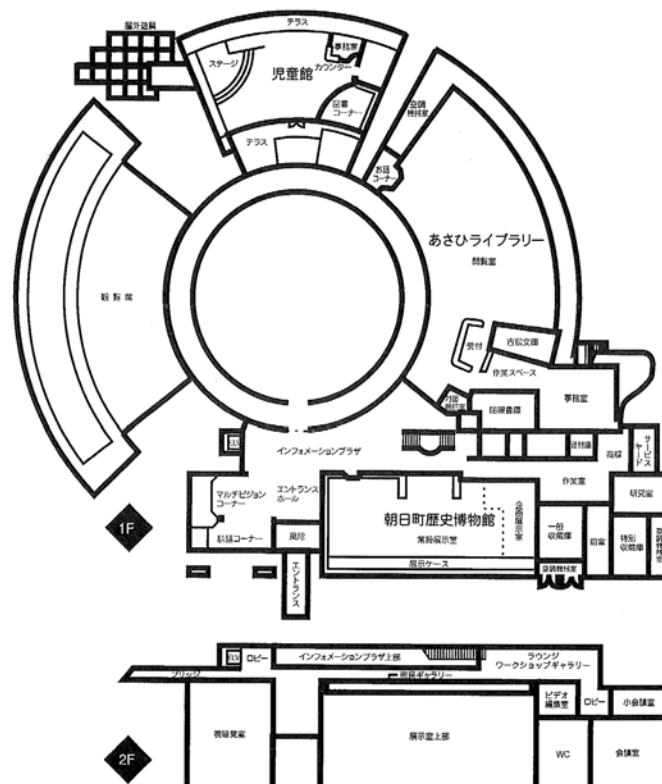
電 気：受変電設備／三相 3 線 6.6kv、設備容量 300kVA 他

給排水：給水／直圧式 排水／屋内分流、直接放流

空 調：空冷ヒートポンプチラー236kw×1 台

空冷チラー5RT×1 台 (収蔵庫)

単一ダクト＋ファンコイルユニット、空冷ヒートパッケ
ージ方式、中央監視制御設備



Ⅱ 朝日町歴史博物館

(1) 事業概要

1. 常設展示

当館では、朝日町が辿ってきた歴史の「道」をテーマに、各時代の朝日町の様子を中央屋台に展示解説し、展示室側面には「縄生廃寺三重塔模型」を中心に「縄生廃寺」の展示を行い、展示室を構成しています。また、展示室壁面ケースには、朝日町ゆかりの文化人として「橘守部」「森有節」「栗田真秀」「水谷立仙」「中村古松」を取り上げ、毎月展示替を行っています。

月	常設展示品および企画展	
4	中村古松	・『松の栞』 ・立机許可証 ・中村古松筆短冊 ・伊藤其風肖像写真 ・伊藤其風筆短冊 ・高橋其光筆短冊 ・川口仙秋筆短冊 ・文台譲り証 ・知十の文台 ・岡野知十筆短冊 ・大島宝水筆短冊
	萬古焼	・古萬古 色絵瓢形仙蓋瓶 ・有節萬古 色絵草花文水注 ・有節萬古 朝鮮写水注
5	水谷立仙	・水谷立仙画「雪中山水図」 ・水谷立仙画「聖徳太子御像」 ・水谷立仙画「牡丹図」 ・水谷立仙画「芍薬図」
	絵図から みる朝日町	・『東海道分間絵図』 ・『東海道名所図会』 ・『三重県郡村明細図』 ・『新案 三重県地誌』
	萬古焼	・有節萬古 腥臙脂釉菓子器 ・有節萬古 織部写饅頭蒸器 ・有節萬古 青磁七宝文手焙
6	水谷立仙	・水谷立仙画「雪中山水図」 ・水谷立仙画「聖徳太子御像」 ・水谷立仙画「牡丹図」 ・水谷立仙画「芍薬図」
	絵図から みる朝日町	・『東海道分間絵図』 ・『東海道名所図会』 ・『三重県郡村明細図』 ・『新案 三重県地誌』
	萬古焼	・有節萬古 腥臙脂釉菓子器 ・有節萬古 織部写饅頭蒸器 ・有節萬古 青磁七宝文手焙
7	橘守部	・橘守部愛用「豆斑硯」 ・橘守部筆「万葉和歌屏風」
	栗田真秀と 水谷立仙	・栗田真秀画「萩鶉図」 ・栗田真秀画「大塔宮之図」 ・水谷立仙画「塩田図」 ・水谷立仙画「本居宣長像」
	萬古焼	・有節萬古 腥臙脂釉菓子器 ・有節萬古 織部写饅頭蒸器 ・有節萬古 青磁七宝文手焙
8	橘守部	・橘守部愛用「豆斑硯」 ・橘守部筆「万葉和歌屏風」
	栗田真秀と 水谷立仙	・栗田真秀画「萩鶉図」 ・栗田真秀画「大塔宮之図」 ・水谷立仙画「塩田図」 ・水谷立仙画「本居宣長像」
	萬古焼	・有節萬古 小向神社棟込瓦 ・有節萬古 桐菊文青磁御神酒器 ・有節萬古 腥臙脂釉御神酒器

月	常設展示品および企画展		
9	栗田真秀	・栗田真秀画「舞踊美人図」 ・栗田真秀画「野菊図」	・栗田真秀画「長生殿不老門之絵」 ・栗田真秀画「名月・薄・菊の図」
	「菊」のあれこれ…	・『猩々』 ・橘冬照筆「さとの名の」 ・有節萬古 菊花文急須	・栗田真秀画「猩々図」 ・有節萬古 色絵秋草図振出 ・有節萬古 織部写手焙
	萬古焼	・有節萬古 小向神社棟込瓦 ・有節萬古 腥臑脂釉御神酒器	・有節萬古 桐菊文青磁御神酒器
10	栗田真秀	・栗田真秀画「舞踊美人図」 ・栗田真秀画「野菊図」	・栗田真秀画「長生殿不老門之絵」 ・栗田真秀画「名月・薄・菊の図」
	「菊」のあれこれ…	・『猩々』 ・橘冬照筆「さとの名の」 ・有節萬古 菊花文急須	・栗田真秀画「猩々図」 ・有節萬古 色絵秋草図振出 ・有節萬古 織部写手焙
	萬古焼	・有節萬古 色絵龍文福面皿 ・有節萬古 紅葉文食籠	・有節萬古 色絵花鳥文皿
11	令和7年度企画展「博覧会とあさひ」 会期：11月1日～11月30日		
12	描かれた神さま・仏さま	・伝 吉山明兆画「釈迦十六善神画像」 ・栗田真秀画「観世音菩薩之絵」 ・水谷立仙画「大黒と恵比寿之図」 ・水谷立仙画「聖観音図」	・天神萬古 七福神煎茶器 ・栗田真秀画「二神降臨図」 ・水谷立仙画「心図」
	萬古焼	・有節萬古 色絵龍文福面皿 ・有節萬古 紅葉文食籠	・有節萬古 色絵花鳥文皿
1	新春！うまづくし～「うま」いろいろ～	・馬づくし ・馬乗づくし ・『東海道名所図会』 ・栗田真秀画「四季耕作図」 ・水谷立仙画「聖徳太子御像」 ・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢 ・水谷立仙画「寒念仏図」	・「御馬乃鼻むけによみて奉る歌」 ・有節萬古使用 駅鈴木型 ・栗田真秀画「賀茂祭図」 ・吉田いと筆橘とせ子宛書簡 ・栗田真秀画「大瀑布図」
	萬古焼	・古萬古 青磁窓山水文酒器 ・有節萬古 象耳赤絵窓山水文花瓶	・有節萬古 色絵オランダ写花瓶
2	新春！うまづくし～「うま」いろいろ～	・馬づくし ・馬乗づくし ・『東海道名所図会』 ・栗田真秀画「四季耕作図」 ・水谷立仙画「聖徳太子御像」 ・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢 ・水谷立仙画「寒念仏図」	・「御馬乃鼻むけによみて奉る歌」 ・有節萬古使用 駅鈴木型 ・栗田真秀画「賀茂祭図」 ・吉田いと筆橘とせ子宛書簡 ・栗田真秀画「大瀑布図」
	萬古焼	・有節萬古 黒楽茶碗 ・『楽焼磁薬焼附秘伝書』	・有節萬古 赤茶碗

月	常設展示品および企画展	
3	水谷立仙・栗田真秀	・水谷立仙「春風春水」自画讃 ・水谷立仙画「琵琶法師と犬図」 ・栗田真秀画「天宇受売命図」 ・水谷立仙画「鍾馗図」 ・栗田真秀画「田家早梅図」 ・栗田真秀画「福寿草図」
	橘守部	・橘守部筆「梅」詠草 ・橘東世子筆「福祿寿」 ・橘守部愛用「豆斑硯」
	萬古焼	・有節萬古 黒楽茶碗 ・『楽焼磁楽焼附秘伝書』 ・有節萬古 赤茶碗

2. 文化教養講座（講演会）

博物館事業の一環として、文化教養講座と題した講演会を行っています。今年度は「戦国時代と宗教ふたび!」とし、昨年度台風や大雪のために実施出来なかった講演を含む3回の講演会を開催しました。

◇第1回

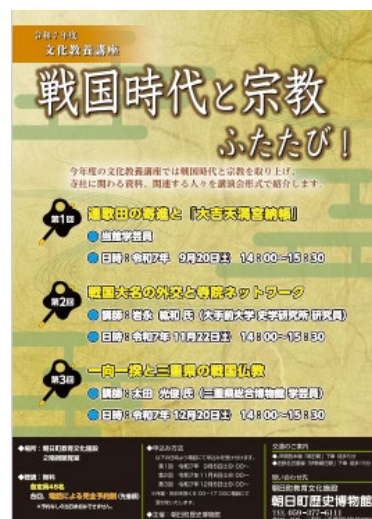
日 時：令和7年9月20日（土）14:00～15:30
 講 師：当館学芸員
 演 題：「連歌田の寄進と『大吉天満宮納帳』」
 参加人数： 42人

◇第2回

日 時：令和7年11月22日（土）14:00～15:30
 講 師：岩永 紘和 氏
 （大手前大学史学研究所研究員）
 演 題：「戦国大名の外交と寺院ネットワーク」
 参加人数： 41人

◇第3回

日 時：令和7年12月20日（土）14:00～15:30
 講 師：太田 光俊 氏（三重県総合博物館）
 演 題：「一向一揆と三重県の戦国仏教」
 参加人数： 43人



第2回文化教養講座の様子



第3回文化教養講座の様子

3. 企画展

◇「博覧会とあさひ」

開催趣旨

2025 年、大阪・関西万博が開催されました。近代日本における殖産興業は、工芸をはじめとする江戸時代までに蓄積された多様な技術力を基盤として発展してきました。こうした技術に裏打ちされた日本文化を国内外に紹介する機会となったのが、明治以降に開催された万国博覧会や内国勸業博覧会です。

その博覧会の歴史は、朝日町の歩みの中にも見ることができます。江戸時代中期に誕生した萬古焼は、現在の朝日町において開窯されたのが始まりです。以後、萬古焼は三重県四日市市を中心に発展し、現代でも伝統産業として受け継がれていますが、明治期には、萬古焼は万国博覧会や内国勸業博覧会に出品されており、特に再興者である森有節は、1876 年のフィラデルフィア万国博覧会や 1878 年のパリ万国博覧会、さらには国内の内国勸業博覧会にも作品を出品しています。

本展覧会では、こうした歴史をふまえ、萬古焼を中心に博覧会に関連する資料を紹介し、近代日本における博覧会の意義や、朝日町と博覧会との関わりについて展示・解説しました。これにより、博覧会や工芸といった視点から朝日町の歴史を再認識する機会となることを目的として実施しました。



会 期：令和7年11月1日（土）～ 11月30日（日）（30日間）

入 館 料：無料

主 催：朝日町歴史博物館

刊 行 物：ポスター、チラシ

入館者数：1,125 人



展示室入口の様子



展示室の様子

4. 古文書学習会（初級編）

「古文書に親しみたい」「古文書を少しでも読めるようになりたい」という方を対象に学習会を開催しました。

	開 催 日		参加人数
第 1 回	令和 7 年	6 月 10 日(火)	19 人
第 2 回		7 月 29 日(火)	12 人
第 3 回		9 月 16 日(火)	14 人
第 4 回		11 月 4 日(火)	11 人
第 5 回		12 月 23 日(火)	12 人
第 6 回	令和 8 年	2 月 10 日(火)	14 人

※時間は全て 14:00～15:30 場所：視聴覚室

5. 俳句作品展「未来の俳人たち」

朝日中学校 3 年生・小学校 6 年生の俳句作品の展示を教育文化施設のインフォメーションプラザで行いました。

◇朝日中学校 3 年生－162 人 期 間：令和 7 年 7 月 2 日(水)～7 月 30 日(水)

◇朝日小学校 6 年生－125 人 期 間：令和 8 年 2 月 4 日(水)～3 月 1 日(日)



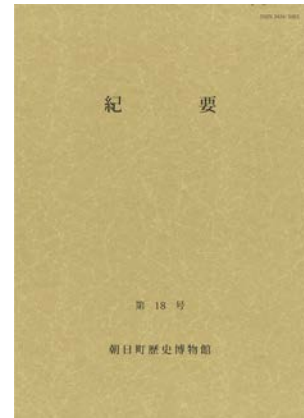
朝日中学校 3 年生



朝日小学校 6 年生

6. 刊行物

博物館における研究活動の一環として、収蔵資料である有節萬古使用型資料の整理を行い、『紀要 第18号』として刊行しました。



『紀要 第18号』

(2) 資料の収集と保存

1. 寄贈資料

資 料 名	点 数
寒梅図	1
有節萬古 楽茶碗	1

2. 寄贈図書

【県内】

書 名	発行 ・ 編集
歴史資料調査報告 1 佐那具陶磁器研究所 資料調査報告書	伊賀市教育委員会
2024 年 伊賀市文化財年報 21	伊賀市教育委員会
川越町文化財調査報告 5 川越町所蔵 高松村関係文書目録	川越町教育委員会
桑名市博物館紀要第 19 号	桑名市博物館
特別企画展「桑名の豪商 諸戸家の至宝」	桑名市博物館
ビジュアル版 桑名の江戸時代	桑名市博物館
石水博物館名品図録―浮世絵編―	公益財団法人石水博物館
令和 7 年度特別展 不可思議な者たち―妖・鬼・もののけ―	斎宮歴史博物館
特別展 やまと絵と歴史画―現代に生きる日本画の系譜―	式年遷宮記念 神宮美術館
瑞垣 260	神宮司庁
瑞垣 261	神宮司庁
伊勢国府跡 27	鈴鹿市
須賀遺跡（第 10 次）発掘調査報告書	鈴鹿市

書 名	発行 ・ 編集
磐城山遺跡（第 14・12-2 次）発掘調査報告書―農地改良工事に伴う記録保存調査―	鈴鹿市
鈴鹿市考古博物館年報第 26 号 令和 5 年度版	鈴鹿市考古博物館
令和 7 年度特別展 ここまでわかった！古代の市役所！	鈴鹿市考古博物館
玉城町所蔵近世史料目録集 第 2 集 金森家文書	玉城町教育委員会
津市文化財年報 20―令和 6 年度―	津市教育委員会
東員町埋蔵文化財調査報告書 5 員弁郡東員町山田 山田廃寺・西畑遺跡発掘調査報告―東員第一中学校建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―	東員町教育委員会
没後 100 年記念 長谷川可同の風雅な世界	特定非営利活動法人松阪歴史文化舎
「海女」AMA TOBA SEA-FOLK MUSEUM ARCHIVES PHOTO BOOK	鳥羽市立海の博物館
鳥羽水族館 開館 70 周年記念誌	鳥羽水族館
鳥羽水族館年報No.21	鳥羽水族館
TSA TOBA SUPER AQUARIUM No. 87 SUMMER 2025	鳥羽水族館
TSA TOBA SUPER AQUARIUM No. 88 WINTER 2025	鳥羽水族館
写真で見る八王子の今と昔	八王子町自治会 八王子町文化教養部会
加藤子華 書の世界―書之美を求めて―	パラミタミュージアム
藤原岳自然科学館 館報 藤原岳 第 47 巻 令和 6（2024）年度号	藤原岳自然科学館
松阪市埋蔵文化財報告書 16 三重県松阪市駅部田町所在 こうじ垣内遺跡発掘調査報告	松阪市教育委員会
松阪市埋蔵文化財報告書 18 三重県松阪市嬉野天花寺町所在 清水谷 6 号墳 清水谷遺跡（第 5 次）発掘調査報告	松阪市教育委員会
松阪市埋蔵文化財報告書 19 三重県松阪市嬉野野田町所在 野田遺跡第 4 次発掘調査報告	松阪市教育委員会
松阪市埋蔵文化財報告書 17 重要文化財 三重県宝塚一号墳出土品 再整理報告書	松阪市文化財センター
三重の古文化 110	三重郷土会
熊野参詣道伊勢路調査報告書Ⅲ（尾鷲市～紀宝町）	三重県教育委員会
三重県の文化財保護 令和 6 年度	三重県教育委員会
三重県総合博物館研究紀要	三重県総合博物館
三重県総合博物館研究紀要 12	三重県総合博物館
三重県総合博物館資料叢書No.11	三重県総合博物館
三重県総合博物館 第 40 回企画展 地獄へようこそ 鬼と亡者と閻魔の世界	三重県総合博物館
研究紀要 第 30 号	三重県埋蔵文化財センター
研究紀要 第 31 号 三重県埋蔵文化財調査報告 422-2 北野遺跡Ⅱ（資料編 2 古墳時代後期以降の遺物）	三重県埋蔵文化財センター

書 名	発行 ・ 編集
研究紀要 第 32 号	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 186-14 国道 475 号東海環状自動車道建設事業 下平大野 B 遺跡 (第 1～5 次) 発掘調査報告～三重県いなべ市北勢町下平～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 426 小片野新田遺跡 (第 3 次) 山際遺跡 (第 1 次) 発掘調査報告書ー松阪市小片野町ー	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告書 427 大北東遺跡・脇田氏城跡発掘調査報告～三重県伊賀市蓮池～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 428 松山遺跡 (第 4 次) 発掘調査報告ー津市芸濃町萩野ー	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 429 山ノ腰 A 遺跡・水深遺跡・水深古墳・戸関遺跡 (第 2・3 次)・初田遺跡 発掘調査報告～鈴鹿市徳田町所在～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 430 六呂木城跡・寺カイト遺跡発掘調査報告～松阪市六呂木町～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 431 桑名城跡・桑名城下町遺跡 発掘調査報告～三重県桑名市川口町三之丸・住吉町～	三重県埋蔵文化財センター
令和 6 年度 三重県埋蔵文化財年報	三重県埋蔵文化財センター
知っておきたい 三重県の江戸絵画	三重県立美術館
特集展示 植松永次ー土と火	三重県立美術館
三重県立美術館研究論集 第 5 号	三重県立美術館
三重県立美術館研究論集 第 6 号	三重県立美術館
三重県立美術館研究論集 第 7 号	三重県立美術館
三重大学史	三重大学人文学部 考古学・日本史・東洋史研究室
三重中京大学 地域社会研究所報 第 21 号	三重中京大学地域社会研究所
三重中京大学 地域社会研究所報 第 25 号 (最終号)	三重中京大学地域社会研究所
史跡 斎宮跡 令和 5 年度発掘調査概報	明和町
三重県多気郡明和町 斎宮跡埋蔵文化財調査報告 41 史跡斎宮跡 令和 5 年度現状変更緊急発掘調査報告	明和町
明和町文化財年報ー令和 5 年度ー	三重県多気郡明和町

【県外】

書 名	発行 ・ 編集
あいち朝日遺跡ミュージアム年報 5ー2024 年度ー	あいち朝日遺跡ミュージアム
企画展 あいちの発掘調査 2024	あいち朝日遺跡ミュージアム
ヤジリの考古学～あいち遺跡ミュージアム企画展～	あいち朝日遺跡ミュージアム
弥生時代の食事情	あいち朝日遺跡ミュージアム
弥生人といきもの 2024 鳥に願いを	あいち朝日遺跡ミュージアム
博物館学芸員課程 年報第 30 号	愛知大学

書 名	発行 ・ 編集
浜松市指定有形文化財 秋葉山本宮秋葉神社神門保存修理工事報告書	秋葉山本宮秋葉神社
令和 7 年度特別展 「たのしむ・語らう・大阪の書画」	池田市立歴史民俗資料館
伊勢崎市文化財調査報告書第 141 集 喜多町遺跡 6 伊勢崎駅周辺第一土地地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	伊勢崎市
伊勢崎市文化財調査報告書第 146 集 喜多町遺跡 7・8 伊勢崎駅周辺第一土地地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	伊勢崎市
令和 4 年度市内遺跡確認調査報告書	伊勢崎市
令和 7 年度岩崎城歴史記念館特別展「戦国武将 丹羽氏次」	岩崎城歴史記念館
大洗町幕末と明治の博物館報	大洗町幕末と明治の博物館
令和 6 年度 市内遺跡調査概要報告書	春日井市教育委員会
春日井市遺跡発掘調査報告 第 23 集 出川遺跡―出川遺跡 確認調査報告書―	春日井市教育委員会
ふりかえれば未来第 13 回日本の祭りシンポジウム	学校法人至学館コミュニケーション研究所 あいち山車まつり日本一協議会
発掘された日本列島 2025	株式会社 共同通信社
アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために―【小学生用】	公益財団法人アイヌ民族文化財団
アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために―【中学生用】	公益財団法人アイヌ民族文化財団
【教師用指導書】アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために―	公益財団法人アイヌ民族文化財団
幸手市郷土資料館 令和 7 年度特別展 幸手の宝もの	幸手市教育委員会
公益財団法人 日本文化財保護協会『紀要』第 9 号	公益財団法人 日本文化財保護協会
令和 5 年度 国庫及び県費補助事業に伴う市内遺跡発掘調査等事業 静岡県磐田市 市内遺跡発掘調査報告書	静岡県磐田市教育委員会
和歌山県西牟婁郡白浜町文化財調査報告書第 11 集 令和 6 年度 白浜町埋蔵文化財調査年報	白浜町教育委員会
研究紀要第 14 号 田原の文化第 48 号	田原市博物館
博物館実習報告書 第 7 号	中京大学学芸員課程(名古屋)
東近江市埋蔵文化財調査報告書第 48 集 市内遺跡の調査	東近江市
東近江市埋蔵文化財調査報告書第 49 集 鍛冶屋遺跡(10・11 次)	東近江市
東近江市埋蔵文化財調査報告書 第 50 集 鍛冶屋遺跡(第 9 次) 西浦遺跡(第 3 次) 西ノ辻遺跡(第 2 次)	東近江市

書 名	発行 ・ 編集
十津川村史 歴史資料編（古代中世・文化財）	十津川村史編さん委員会
第 67 回特別展「長野の仏教美術 江戸時代編―大勧進本孝・等順と善光寺の中興―」	長野市立博物館
特別展「Sun！Sun！Sun！～市民がつないできた太陽観測～」	長野市立博物館
長野市立博物館 紀要 第 25 号（人文系）	長野市立博物館
人類学博物館紀要第 44 号 南山大学人類学博物館紀要第 44 号	南山大学人類学博物館
年報・紀要 令和 5 年度	半田市立博物館
冬季企画展「但馬国出石郡家と袴狭遺跡」リーフレット	兵庫県立考古博物館
吉野町文化財調査報告 第 6 集 奈良県吉野郡吉野町宮滝遺跡 第 67～70 次発掘調査概報―史跡宮滝遺跡の整備にともなう発掘調査―	吉野町
日比義也コレクション名品展 石に遊ぶ―愛石家たちの想像と創造	早稲田大学会津八一記念博物館

3. 収蔵資料の貸出

展示期間	資料名	目的	申請者
R7. 4. 1～ R8. 3. 31	縄生廃寺出土 舍利容器レプリカ	国指定史跡久留倍官衙遺跡ガイダンス施設への常設展示	四日市市

III 文化財保護事業

（1）埋蔵文化財

1. 埋蔵文化財の保護

開発行為と埋蔵文化財の保護を円滑に実施するため、窓口等において埋蔵文化財包蔵地の照会を行っています。令和 7 年度に実施した工事立会は以下のとおりです。

【工事立会】

No	調 査 地	実 施 日	事 業 者	工事内容	調査面積	結 果
1	朝日町大字柿字元田 810	令和 7 年 8 月 21 日	中部電力パワー グリッド（株）	電柱新設	0.76 m ²	遺構・遺物 なし
2	朝日町大字小向字北條 2003、2004	令和 8 年 1 月 29 日	個人	個人住宅	258.39 m ²	遺構・遺物 なし

IV あさひライブラリー

(1) 事業概要

1. 手作り絵本教室

「四角いあなあさ絵本を作ろう」

日 時： 令和7年7月25日(金) 13:30～16:00

場 所： 視聴覚室

対 象： 4歳以上(幼児は保護者同伴)

参加人数： 30人

2. 体験型イベント(博物館と共催)

「The 肝だめし ～薄闇の図書館・暗闇の博物館～」

日 時： 令和7年8月22日(金)・23日(土) 19:00～20:30

場 所： 教育文化施設

対 象： 小学生

参加人数： 22日(金)5組14人・23日(土)5組13人

3. 体験型イベント

「図書館お仕事体験」

日 時： 令和7年7月22日(火)・8月9日(土) 10:00～11:00・13:00～14:00・14:30～15:30

場 所： 図書館

対 象： 小学4年生～6年生

参加人数： 18人

4. 映画会

「夏休み映画会」

日 時： 令和7年8月13日(水) 13:00～15:00

場 所： 視聴覚室

対 象： 一般

参加人数： 49人

5. おはなし会

◇ボランティアさんによる絵本の読み聞かせ(「ぬいぐるみおとまり会」関連イベントとして開催)

日 時： 令和8年2月21日(土) 15:00～15:30

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～小学生、保護者(ぬいぐるみおとまり会参加者のみ)

参加人数： 18人

◇ボランティア「ぽかぽか絵本」さんによる乳幼児に向けた手遊び及び絵本・紙芝居の読み聞かせ

日 時： 4・6・8・12・2月第4水曜日 10:00～(20分程度)

場 所： 視聴覚室

対 象： 乳幼児、保護者

参加人数： 39人

6. ストーリーテリング

ボランティア「フォンターナ」さんによるストーリーテリング

日 時： 5・8・11・2月第3日曜日 11:00～11:30(8/17は11:00～12:00で開催)

場 所： 視聴覚室

参加人数： 59人

7. こどもの読書週間

期間に合わせて、スポーツ・ゲーム等みんなで楽しめる本の展示

日 時： 令和7年4月22日(火)～5月11日(日)

場 所： 図書館

8. 読書週間

2025年・第79回の標語「こころとあたまの、深呼吸。」にちなみ、「ヒーリング」をテーマにした本の展示

日 時： 令和7年11月1日(土)～11月9日(日)

場 所： 図書館

9. 夏休み宿題サポートコーナー

◇夏休みの宿題に役立つ本の紹介・展示・レファレンス等

日 時： 令和7年7月1日(火)～8月31日(日)

場 所： 図書館

◇クイズで朝日町を紹介するコーナー「朝日町のこと知ってるかい？」

日 時： 令和7年7月1日(火)～8月31日(日)

場 所： 図書館カウンター前

10. 図書・雑誌リサイクル会

不用になった図書・雑誌を無償で利用者の方々へ譲渡

日 時： 令和7年11月3日(祝・月) 9:00～15:00

場 所： 視聴覚室

参加人数： 146人

11. むいぐるみおとまり会

むいぐるみと一緒におはなし会に参加した後、むいぐるみを預かり、閉館後の図書館で探検や読書をしている様子を写真に撮影してプレゼント

日 時： 令和8年2月21日(土)～22日(日)

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～小学生、保護者

参加人数： 10人

12. 子どもの読書活動支援事業

聞かせ屋。けいたろう×川之上健 絵本ライブ

日 時： 令和7年10月4日(土) 10:00～10:40

場 所： 視聴覚室

対 象： 子ども、保護者

参加人数： 59人

(2) 受け入れ概要

1. 職場体験

◇朝日中学校 2年生

日 時： 令和7年5月13日(火)～15日(木)

参加人数： 3人

◇川越中学校 2年生

日 時： 令和7年9月17日(水)～18日(木)

参加人数： 3人

◇富田中学校 2年生

日 時： 令和7年11月5日(水)～7日(金)

参加人数： 3人

◇朝明中学校 2年生

日 時： 令和7年11月26日(水)～28日(金)

参加人数： 3人

2. 施設見学

◇朝日小学校 2年生

日 時： 令和7年11月6日(木)・7日(金)

◇朝日小学校 3年生

日 時： 令和7年6月25日(水)

3. 社会体験研修

朝日中学校の教職員

日 時： 令和7年8月20日(水)～21日(木)・28日(木)～29日(金)

参加人数： 3人

4. 図書館ボランティア

本の修理(破損資料の修理を行う)

日 時： 毎月2～3回程度 計22回

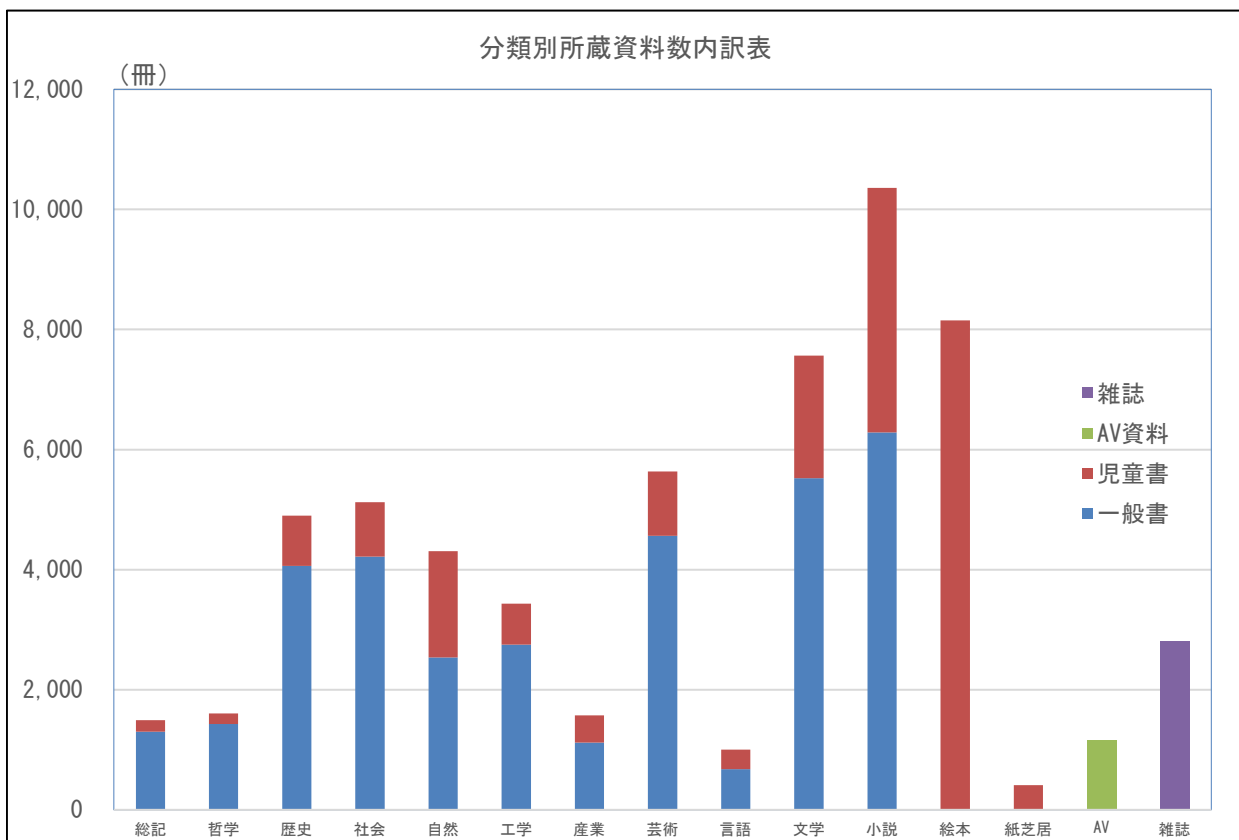
参加人数： 1人

(3)利用状況

1. 分類別所蔵資料数内訳表

単位:冊

	令和8年3月31日現在	所蔵割合%	令和7年3月31日現在	所蔵割合%
0 総記	1,299	2	1,296	2
1 哲学	1,431	2	1,430	2
2 歴史	4,063	7	4,051	7
3 社会	4,216	7	4,214	7
4 自然	2,540	4	2,533	4
5 工学	2,751	5	2,745	5
6 産業	1,122	2	1,119	2
7 芸術	4,565	8	4,555	8
8 言語	676	1	672	1
9 文学	5,525	9	5,394	9
F 小説	6,284	11	6,189	10
一般書合計	34,472	58	34,198	57
K 児童	12,524	21	12,673	21
E 絵本	8,150	14	8,234	14
P 紙芝居	413	1	412	1
児童書合計	21,087	35	21,319	36
AV資料	1,159	2	1,159	2
雑誌	2,798	5	2,935	5
全資料合計	59,516	100	59,611	100



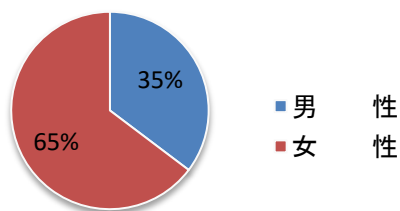
2. 登録者数

単位:人

男 性	1,899
女 性	3,481
合 計	5,380

団 体	19
-----	----

男女別利用登録者数



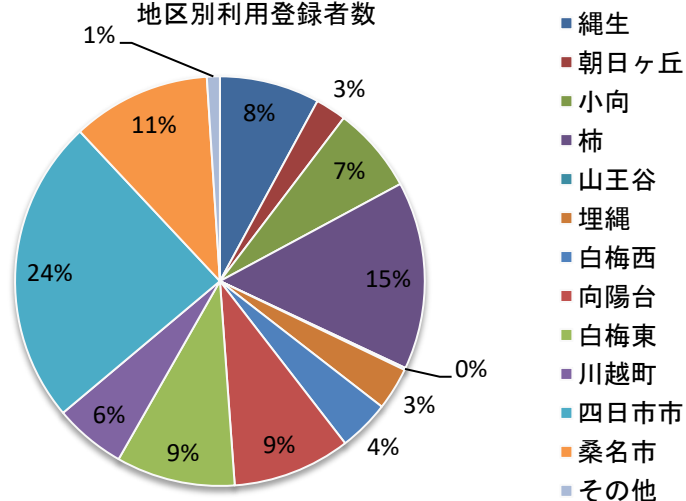
3. 地区別登録者数

単位:人

縄生	425
朝日ヶ丘	131
小向	366
柿	798
山王谷	9
埋縄	181
白梅西	217
向陽台	501
白梅東	505
川越町	304
四日市市	1,299
桑名市	589
その他	55
合計	5,380

団体	19
----	----

地区別利用登録者数



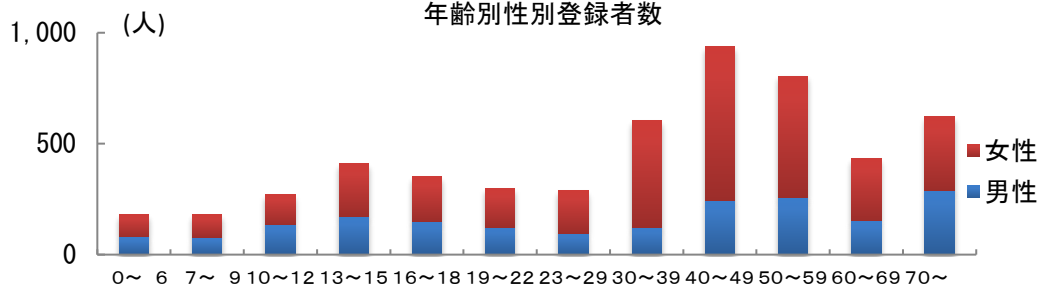
4. 年齢別登録者数

単位:人

	男性	女性	合計
0～ 6	80	102	182
7～ 9	79	101	180
10～12	136	136	272
13～15	171	240	411
16～18	150	200	350
19～22	124	173	297
23～29	97	190	287
30～39	123	481	604
40～49	243	694	937
50～59	257	548	805
60～69	152	282	434
70～	287	334	621
合計	1,899	3,481	5,380

団体	19
----	----

年齢別性別登録者数



5. 分類別貸出冊数

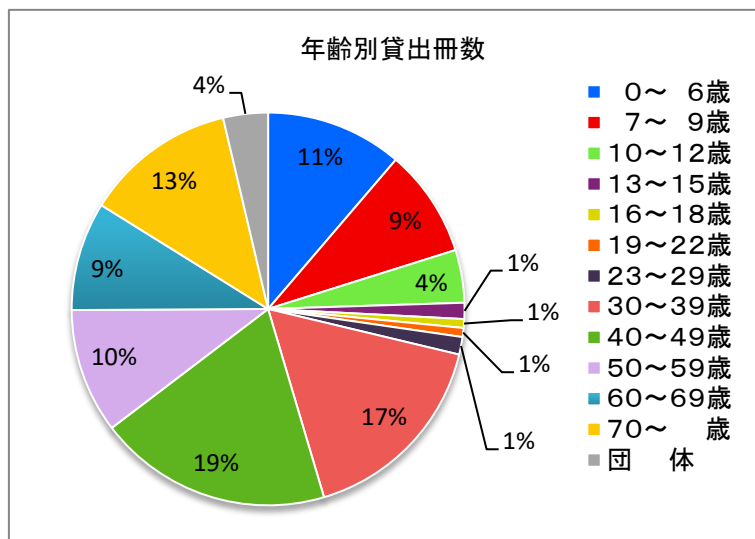
単位:冊

	令和7年度貸出冊数	貸出割合%	令和6年度貸出冊数	前年比%
0 総記	358	0.5	304	117.8
1 哲学	887	1.2	940	94.4
2 歴史	2,567	3.6	2,731	94.0
3 社会	1,876	2.6	1,702	110.2
4 自然	1,520	2.1	1,525	99.7
5 工学	1,490	2.1	1,524	97.8
6 産業	482	0.7	546	88.3
7 芸術	2,003	2.8	2,497	80.2
8 言語	219	0.3	251	87.3
9 文学	1,354	1.9	1,647	82.2
F 小説	11,652	16.3	11,457	101.7
一般書合計	24,408	34.2	25,124	97.2
児童書	15,357	21.5	16,709	91.9
絵本	24,968	35.0	23,895	104.5
紙芝居	262	0.4	285	91.9
雑紙	6,443	9.0	6,239	103.3
全資料合計	71,438	100	72,252	98.9

6. 年齢別貸出冊数

単位:冊

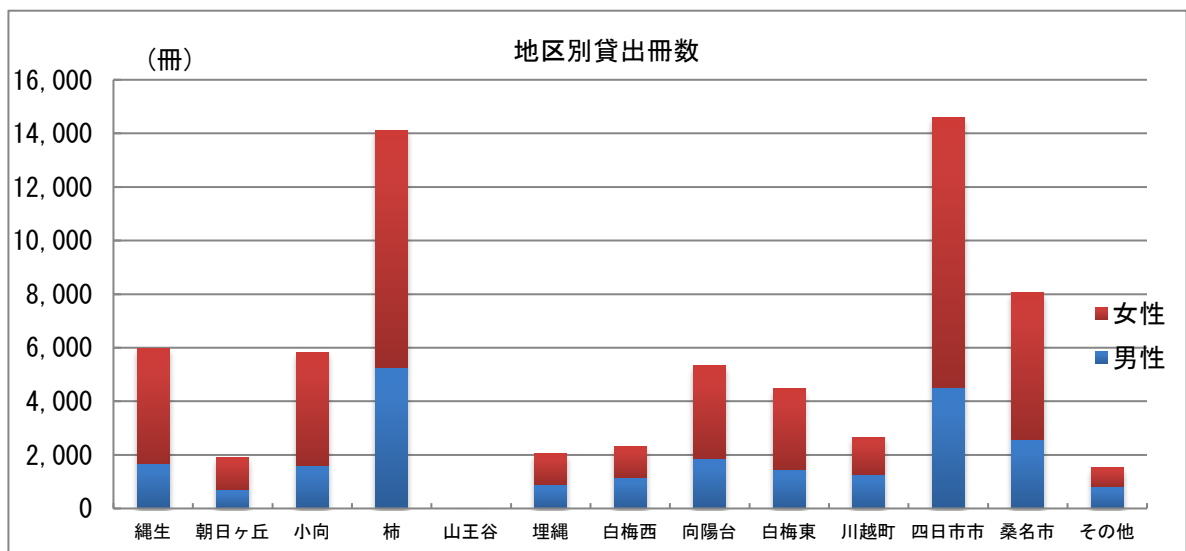
0～6歳	8,047
7～9歳	6,349
10～12歳	3,103
13～15歳	949
16～18歳	517
19～22歳	529
23～29歳	1,033
30～39歳	11,911
40～49歳	13,744
50～59歳	7,332
60～69歳	6,396
70～歳	8,895
団体	2,633
合計	71,438



7. 地区別貸出冊数

単位:冊

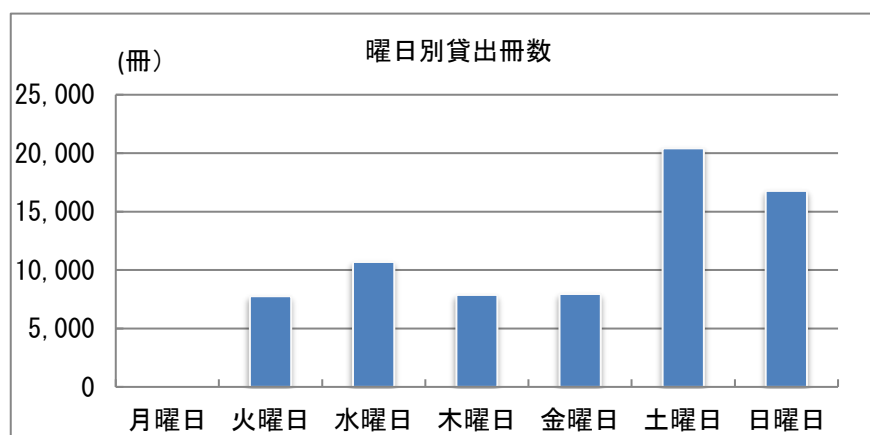
地区	貸出冊数			割合(%)
	男	女	地区別計	
縄生	1,662	4,293	5,955	8
朝日ヶ丘	691	1,223	1,914	3
小向	1,620	4,194	5,814	8
柿	5,245	8,879	14,124	20
山王谷	0	8	8	0
埋縄	894	1,169	2,063	3
白梅西	1,171	1,143	2,314	3
向陽台	1,860	3,473	5,333	7
白梅東	1,463	2,997	4,460	6
川越町	1,279	1,388	2,667	4
四日市市	4,497	10,085	14,582	20
桑名市	2,567	5,476	8,043	11
その他	830	698	1,528	2
団体	—	—	2,633	4
合計	23,779	45,026	71,438	100



8. 曜日別貸出冊数

単位:冊

月曜日	0
火曜日	7,773
水曜日	10,684
木曜日	7,859
金曜日	7,945
土曜日	20,407
日曜日	16,770
計	71,438



9. 月別開館日数・貸出冊数・貸出者数

	開館日数	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)
令和7年 4月	23	5,658	1,212
5月	26	6,342	1,363
6月	24	6,378	1,366
7月	25	7,408	1,616
8月	27	8,184	1,771
9月	22	5,150	1,162
10月	17	4,270	935
11月	27	6,435	1,447
12月	22	5,301	1,142
令和8年 1月	22	5,463	1,207
2月	21	5,365	1,235
3月	23	5,484	1,323
合 計	279	71,438	15,779

10. 各種サービス利用件数

○予約・リクエスト件数(件)

予 約	1,345
内インターネット予約	689
リクエスト	823

○コピー利用件数(件)

利用件数	89
利用枚数	328

○相互貸借件数

図書館名	借受	貸出	図書館名	借受	貸出
三重県立図書館	69	17	熊野市立図書館	8	0
桑名市立中央図書館	26	9	紀北町紀伊長島図書室	8	0
ふるさと多度文学館	9	20	紀北町海山図書室	11	1
長島輪中図書館	7	2	紀宝町立図書館	3	1
木曽岬町立図書館	8	2	御浜町中央公民館図書室	3	2
いなべ市北勢図書館	16	0	愛知県図書館	1	0
いなべ市員弁図書館	3	0	名古屋市鶴舞中央図書館	2	0
いなべ市大安図書館	8	6	名古屋市徳重図書館	1	0
いなべ市藤原図書館	1	0	名古屋市中村図書館	0	1
東員町立図書館	15	3	名古屋市名東図書館	1	0
四日市市立図書館	32	13	あま市美和図書館	1	0
あさけプラザ図書館	4	0	一宮市立中央図書館	2	0
四日市市楠交流会館図書室	7	0	春日井市図書館	0	1
菰野町図書館	25	12	常滑市立図書館	1	0
川越町あいあいセンター図書室	14	2	東浦町中央図書館	1	0
鈴鹿市立図書館	13	16	岡崎市立中央図書館	1	0
亀山市立図書館	11	17	蒲郡市立図書館	1	0
津市津図書館	25	0	刈谷市中央図書館	2	0
津市久居ふるさと文学館	8	3	豊田市中央図書館	1	0
津市河芸図書館	6	3	豊橋市中央図書館	3	0
津市芸濃図書館	6	1	西尾市立図書館	1	0
津市美里図書館	6	0	岐阜県図書館	4	0
津市安濃図書館	7	0	岐阜市立中央図書館	2	0
津市きらめき図書館	5	1	羽島市立図書館	1	0
津市一志図書館	2	0	各務原市立中央図書館	4	0
津市うぐいす図書館	5	1	大垣市立図書館	1	0
松阪市松阪図書館	17	1	ハートピア安八図書館	1	0
松阪市嬉野図書館	12	1	揖斐川町立揖斐川図書館	1	0
多気町立多気図書館	8	5	池田町図書館	2	0
多気町立勢和図書館	12	3	可児市立図書館	1	0
明和町立図書館	10	9	多治見市図書館	3	0
大台町立図書館	15	0	中津川市立図書館	1	0
伊勢市立伊勢図書館	14	12	富山県立図書館	2	0
伊勢市立小俣図書館	10	2	富山市立図書館	3	0
鳥羽市立図書館	6	4	氷見市立図書館	1	0
志摩市立図書館	11	9	黒部市立宇奈月図書館	1	0
志摩市立図書館志摩図書室	5	3	南砺市立中央図書館	1	0
志摩市立図書館磯部図書室	2	0	射水市新湊図書館	1	0
伊賀市上野図書館	4	2	町立上市図書館	0	1
名張市立図書館	9	6	三重大学附属図書館	6	0
尾鷲市立図書館	11	0	合計	572	192

○視聴覚資料利用件数

単位:件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
15	18	29	53	47	20	8	11	10	16	9	14	250

11. 定期刊行物資料一覧

【雑誌】

I'm home	隔月刊	
AERA	週刊	
美しいキモノ	季刊	
栄養と料理	月刊	2026年4月号で休刊
eclat	月刊	
NHKきょうの健康	月刊	
NHKきょうの料理	月刊	
NHK趣味の園芸	月刊	
男の隠れ家	月刊	
オレンジページ	月2回刊	
かがくのとも	月刊	
家庭画報	月刊	
Can Cam	月刊	
クーヨン	月刊	
暮らしの手帖	隔月刊	
クロワッサン	月2回刊	
芸術新潮	月刊	
健康	季刊	
子供の科学	月刊	
こどものとも 0.1.2	月刊	
こどものとも 年少版	月刊	
こどものとも 年中向き	月刊	
この本読んで！	季刊	
サライ	月刊	
サンキュ！	月刊	2025年7月号から隔月
CNN ENGLISH EXPRESS	月刊	
JTB時刻表	月刊	
週刊新潮	週刊	
ジュニアエラ	月刊	2026年4月号で休刊
すてきにハンドメイド	月刊	
ダ・ヴィンチ	月刊	

ダイヤモンドZAi	月刊	
たくさんのふしぎ	月刊	
旅の手帖	月刊	
中央公論	月刊	
チルチンびと	季刊	2025年夏号～
つり人	月刊	
鉄道ファン	月刊	
東海ウォーカー	年4回刊	
ナショナル ジオグラフィック 日本版	月刊	
Number	隔週刊	
nicola	月刊	
日経PC21	月刊	
日経トレンディ	月刊	
News week 日本版	週刊	
Newton	月刊	
non-no	月刊	
俳句	月刊	
博物館研究	月刊	
BE-PAL	月刊	
婦人公論	月刊	
プレジデント	月2回刊	
文藝春秋	月刊	
Pen	月刊	
MEN'S NON-NO	月刊	
MOE	月刊	
MOTOR MAGAZINE	月刊	
山と溪谷	月刊	
LEE	月刊	
歴史街道	月刊	
レタスクラブ	月刊	

【新聞】

- 朝日新聞
- 伊勢新聞
- 中日新聞
- 中日スポーツ
- 日本経済新聞
- 毎日新聞
- 読売新聞

【その他】

- 広報あさひ
- 朝日町ぎかいだより
- 各種リーフレット(国・県等発行)

12. 各種統計

【基礎数値】	住民人口	11,102 人	
	蔵書冊数	55,559 冊	(雑誌・AV資料除く)
	貸出冊数	68,805 冊	(団体貸出除く)
	貸出者数	15,779 人	
	登録者数	5,380 人	
	朝日町	3,133 人	
	町外	2,247 人	

(令和8年3月31日現在)

1 登録率(朝日町)	$\frac{\text{登録者数(朝日町)}}{\text{住民人口}} \times 100 =$	28.2 %
2 住民人口ひとり当り 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{住民人口}} =$	6.20 冊
3 利用者一回当り 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{貸出者数}} =$	4.36 冊
4 登録者ひとり当り 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} =$	12.79 冊
5 登録者ひとり当り 貸出回数	$\frac{\text{貸出者数}}{\text{登録者数}} =$	2.93 回
6 蔵書回転率	$\frac{\text{※貸出冊数(図書のみ)}}{\text{蔵書数}} =$	1.17

※団体貸出を含む図書貸出冊数 64,995 冊

Ⅴ 諸統計

(1) 施設利用状況

	あさひライブラリー(図書館)		歴史博物館	視聴覚室 団体利用		学習コーナー	会議室	
	貸出者数	貸出冊数	観覧者数	団体数	人数	人数	団体数	人数
4月	1,212	5,658	106	2	45	109	1	15
5月	1,363	6,342	63	2	45	193	0	0
6月	1,366	6,378	128	1	45	240	1	3
7月	1,616	7,408	73	3	60	157	0	0
8月	1,771	8,184	109	2	45	282	0	0
9月	1,162	5,150	109	1	15	163	1	8
10月	935	4,270	62	3	73	119	1	20
11月	1,447	6,435	1,125	3	73	267	0	0
12月	1,142	5,301	106	2	43	189	1	14
1月	1,207	5,463	125	2	45	190	0	0
2月	1,235	5,365	65	1	15	230	0	0
3月	1,323	5,484	63	0	0	177	1	15
計	15,779	71,438	2,134	22	504	2,316	6	75

※学習コーナー…2階ギャラリーを学習スペースとして開放

(2) 日誌抄

月	日	内 容
4	2	視聴覚室利用(フォンターナ)
	19	視聴覚室利用(将棋教室)
	22	視聴覚室利用(友朋書会)
		会議室利用(教頭会)
	23	乳幼児向けおはなし会[図]
5	7	視聴覚室利用(フォンターナ)
	13~15	朝日中学校職場体験[図]
	17	視聴覚室利用(将棋教室)
	18	ストーリーテリング[図]
	27	視聴覚室利用(友朋書会)
6	4	視聴覚室利用(フォンターナ)
	6	エントランス利用(人権啓発展)
	10	第1回古文書学習会[博]
		視聴覚室利用(友朋書会)
	17	運営協議会
	21	視聴覚室利用(将棋教室)
7	25	乳幼児向けおはなし会[図]
	2	視聴覚室利用(フォンターナ)
	2~30	朝日中学校3年生俳句展[博]
	19	視聴覚室利用(将棋教室)
	19~8/10	エントランス利用(写生大会展示)
	22	視聴覚室利用(友朋書会)
		図書館お仕事体験[図]
8	25	手作り絵本教室[図]
	29	視聴覚室利用(友朋書会)
		第2回古文書学習会[博]
	1~20	エントランス利用(原爆パネル展)
	6	視聴覚室利用(フォンターナ)
	9	図書館お仕事体験[図]
	13	映画会[図]
	16	視聴覚室利用(将棋教室)
9	17	ストーリーテリング[図]
	19	視聴覚室利用(友朋書会)
	22~23	肝だめし[図・博]
	27	乳幼児向けおはなし会[図]
	29~9/3	博物館実習[博]
	3	視聴覚室利用(フォンターナ)
	16	視聴覚室利用(友朋書会)
		第3回古文書学習会[博]
9	17~18	川越中学校職場体験[図]
	19	会議室利用(三重郡人権同和研究協議会)
	20	第1回文化教養講座[博]

月	日	内 容
10	1	視聴覚室利用(フォンターナ)
	4	開かせ屋。けいたろう×川之上健 絵本ライブ[図]
	11	視聴覚室利用(中学生ミライ会議)
	12	視聴覚室利用(自治区避難訓練)
	14	視聴覚室利用(友朋書会)
	18	視聴覚室利用(将棋教室)
	30	太陽の広場利用(あさひ園)
11	1~30	企画展
	3	図書・雑誌リサイクル会[図]
	4	第4回古文書学習会[博]
	5	視聴覚室利用(フォンターナ)
	5~7	富田中学校職場体験[図]
	11	視聴覚室利用(教職員研修)
	15	視聴覚室利用(将棋教室)
	16	ストーリーテリング[図]
	18	視聴覚室利用(友朋書会)
	22	第2回文化教養講座[博]
12	26~28	朝明中学校職場体験[図]
	3	視聴覚室利用(フォンターナ)
	12	会議室利用(教頭会)
	18	視聴覚室・会議室利用(校長会)
	20	視聴覚室利用(将棋教室)
		第3回文化教養講座[博]
	23	視聴覚室利用(友朋書会)
		第5回古文書学習会[博]
1	24	乳幼児向けおはなし会[図]
	7	視聴覚室利用(フォンターナ)
	17	視聴覚室利用(将棋教室)
	20	視聴覚室利用(友朋書会)
	29	文化財防火デー訓練
	4~3/1	朝日小学校6年生俳句展[博]
	4	視聴覚室利用(フォンターナ)
	10	第6回古文書学習会[博]
2	15	ストーリーテリング[図]
	21~22	ぬいぐるみおとまり会[図]
	24	視聴覚室利用(友朋書会)
	25	乳幼児向けおはなし会[図]
	4	視聴覚室利用(フォンターナ)
	24	視聴覚室利用(郡市P連交流会)
3		会議室利用(友朋書会)

VI 運営協議会

(1) 運営協議会

朝日町教育文化施設運営協議会は、施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、運営の円滑化のための協力を行う機関として設置されており、委員9名により構成されています。本年度は以下の日程で1回の会議を開催しました。

朝日町教育文化施設運営協議会委員

区 分	氏 名	備 考
歴史博物館部会	安達 芳子	文化財調査委員
歴史博物館部会	稲垣 陽子	文化財調査委員
歴史博物館部会	川崎 隆章	文化財調査委員
歴史博物館部会	樋口 和美 ◎☆	文化財調査委員
歴史博物館部会	樋口 直樹	文化財調査委員
図書館部会	三浦 樹里	朝日小学校教頭
図書館部会	橋本 憲幸 ○☆	朝日中学校教頭
図書館部会	田中 みわ子	学識経験者
図書館部会	矢野 加津子	図書館ボランティア代表

◎委員長 ○副委員長 ☆部会長

<運営協議会>

第1回 日 時：令和7年6月17日（火）13:30～14:50

- 事 項：1. 令和6年度事業実績報告について
2. 令和7年度事業計画案について
3. その他

Ⅶ 関係法規

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例

平成9年6月20日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、朝日町教育文化施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的、名称及び位置)

第2条 町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の施設を設置する。

名称 朝日町教育文化施設

位置 朝日町大字柿2278番地

(館の設置)

第3条 朝日町教育文化施設（以下「施設」という。）内に次の館を設置する。

(1) 朝日町図書館〔あさひライブラリー〕

(2) 朝日町歴史博物館

(職員)

第4条 施設に必要な職員を置く。

(事業)

第5条 施設は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2 朝日町図書館〔あさひライブラリー〕（以下「図書館」という。）

(1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集、整理及び保存に関すること。

(2) 図書館資料の貸出しに関すること。

(3) 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助、図書館資料の利用のための相談に関すること。

(4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること。

- (5) 館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。
- (7) 他の図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

3 朝日町歴史博物館（以下「博物館」という。）

- (1) 朝日町の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 他の博物館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

（観覧料）

第6条 博物館の常設展示会場における観覧料は、無料とする。ただし、特別な展示がある会場へ入場しようとする者は、1,000円以内で町長が定める観覧料を納付しなければならない。

（特別利用の許可等）

第7条 博物館資料、図書館貴重資料について、学術研究のために熟覧、模造、撮影等を行おうとする者は、あらかじめ朝日町教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（施設の使用等）

第8条 委員会は、第2条の目的に反せず、第5条の事業に支障のない範囲において、施設の視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、ギャラリー（以下「視聴覚室等」という。）の使用を許可することができる。

2 前項の規定により、視聴覚室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

(入館等の制限)

第9条 委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、施設への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第7条及び前条第1項の許可をしない。

(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) 博物館資料、図書館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

2 委員会は、前2条の許可に施設の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第10条 委員会は、第7条及び第8条第2項の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）が次の各号の一に該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者等は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により取消し等されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者

等がその費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者等は、使用若しくは利用中に建物、附属設備及び資料等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(観覧料及び使用料の免除)

第15条 町長は、特に必要があると認めたときは、観覧料及び使用料を免除することができる。

(観覧料及び使用料の還付)

第16条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(運営協議会)

第17条 施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、施設に朝日町教育文化施設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第6条から第17条までの規

定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則（平成１２年条例第９号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年条例第３号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年条例第１７号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

（１） 施設使用料

区分	午前９時から正午 まで	午後１時から午後 ５時まで	全日午前９時から 午後５時まで
視聴覚室	１，０００円	１，０００円	２，０００円
会議室	１，０００円	１，０００円	２，０００円
ギャラリー	１，０００円	１，０００円	２，０００円
ビデオ編集室	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 ギャラリーについては、ワークショップギャラリー及び町民ギャラリーにおいて、専じて展示会等に使用する場合につき使用料を徴収する。

（２） 設備器具使用料

区分	使用料（１回一式）
１６ミリ映写機	５００円
スライド映写機	５００円
プロジェクター	１，０００円

備考

（１） 上記使用料は午前、午後の使用時間内を各１回、全日を２回として徴収する。

（２） 上記に記載のないものについては、その都度、教育委員会が定める。

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則

平成9年10月1日

教委規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例（平成9年朝日町条例第12号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 朝日町教育文化施設（以下「施設」という。）に館長を置く。

2 館長の下に、必要に応じて次長、司書、学芸員及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、館務をつかさどる。

2 主監は、上司の命を受け、館務のうち特定の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 係長、主査及び主任は、上司の命を受け、次長の職務を助け、担当事務进行处理する。

5 司書及び学芸員は、上司の命を受け、専門的な担当事務に従事する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、担当の業務に従事する。

(開館時間)

第4条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、朝日町教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日、ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除き、土、日曜日に重なった場合は休館としない。

(2) 月曜日

(3) 毎月末日、ただし、この日が土、日、月曜日の場合は、次の火曜日

(4) 特別図書整理期間及び特別展示準備期間（毎年10日以内）

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は入館中、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 資料の閲覧は、所定の場所で行うこと。ただし、館長が特別に認めたときは、この限りでない。

(2) 所定の場所以外で喫煙、飲食、又は火気を使用しないこと。

(3) 館内においては静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打つ等、建物その他の物品を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(特別利用の許可の申請)

第7条 条例第7条の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(特別利用の許可)

第8条 委員会は、前条の利用許可申請について適当と認めるときは、利用の許可を決定し、朝日町教育文化施設資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第9条 条例第8条第2項の規定により、視聴覚室等の使用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用許可申請書(様式第3号。以下「使用許可申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用日が6カ月以後のものについては、これを受理しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の期間前に受理できるものとする。

(1) 朝日町及び委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。

(2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用の許可等)

第10条 委員会は、使用許可申請書を受理した場合、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、朝日町教育文化施設使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

2 前項の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、使用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 使用者は使用許可の取消し又は変更の許可を受けようとするときは、朝日町教育文化施設使用取消申請書又は朝日町教育文化施設使用変更申請書(様式第5号)に、使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の取消し又は変更を許可したときは、朝日町教育文化施設使用取消許可書又は朝日町教育文化施設使用変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用料の還付)

第13条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合については、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなか

ったとき。 10割

(2) 使用者が、使用日の前7日前までに使用許可の取消し申請をし、許可されたとき。 5割

(3) 使用者が、使用変更を許可された場合において、既納使用料に過納金が生じた場合 過納金の全額

2 前項の還付を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用料還付申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請について承認したときは、朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。

(2) 入館者から料金等を徴収してはならない。ただし、資料代等として委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(3) 物品を販売し、又は販売を目的とする催物を行わないこと。ただし、条例第8条に定めのない施設の使用については、委員会が許可した者が主催する催物を除く。

(4) 使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。

(職務上の立入り)

第15条 使用者は、係員の職務上の立入りを拒むことができない。

(施設等の損傷の届出)

第16条 使用者は、施設、附属施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない

(損害の賠償)

第17条 博物館資料、図書資料又は施設、設備を破損、汚損若しくは紛失した者は、現品又は損害相当額を弁償しなければならない。

(原状回復の確認)

第18条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状回復をしたときは、係員の確認を受けなければならない。

(使用料の免除)

第19条 条例第15条の規定に基づく使用料の免除の範囲は次のとおりとする。

(1) 朝日町及び委員会が主催する事業

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校等」という。)が学校活動の場として使用する場合

(3) その他委員会が免除することを適当と認めた場合

第2章 図書館

(館内閲覧)

第20条 館内閲覧は利用手続を必要としない。ただし、貴重資料、書庫の閲覧は係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(利用者の資格)

第21条 館外利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 町内に居住する者、又は三重県内に居住する者で委員会が認めた者
 - (2) 町内に勤務場所を有する者
 - (3) その他委員会が特に認めた者
- (貸出しの手続)

第22条 資料を館外利用しようとする者は、貸出登録申込書(様式第9号)により申請し、図書カード(様式第10号)の交付を受けなければならない。

2 図書カードの有効期限は、交付の日から3年間とする。

3 資料の貸出しを受けるときは、図書カードを提示しなければならない。

4 貸出登録申込書の記載事項に変更が生じたとき又は図書カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

5 図書カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。これらにより損害が生じたときは、当該図書カードを受けた者がその責任を負うものとする。

(貸出しの制限)

第23条 次の各号に掲げる資料は、館外への貸出しはしない。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 各種辞書及び参考資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他委員会が貸出し不相当と認めた資料

(貸出資料数及び期間)

第24条 貸出し資料数は、10冊以内とする。

2 貸出し期間は14日以内とする。

3 委員会が特に必要と認めたときは、貸出し資料数及び貸出し期間を別に定めることができる。

(資料の返却)

第25条 委員会は、図書館資料を貸出し期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

2 図書館資料を貸出し期間を越えて引き続き利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。

(費用弁償)

第26条 委員会は、貸出し期間を経過し、資料返却の督促を受けた者に対し、それに要した費用を弁償させることができる。

(複写の申込)

第27条 資料の複写を求める者は、実費相当額を添えて申し込まなければならない。

(複写の制限)

第28条 次の各号の一に該当する場合は、委員会は複写を認めないことがある。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 図書館資料以外するとき。

(3) その他委員会が複写を不適當と認めたとき。

(寄贈及び寄託)

第29条 朝日町図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 朝日町図書館に資料を寄贈及び寄託しようとするものは、朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第11号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 委員会は前項の承認をしたときは、朝日町図書館資料受領書(様式第12号)を交付するものとする。

4 資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、委員会が特別な事由により必要と認めた場合は、委員会が負担する。

5 寄贈を受けた資料は、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

6 寄託された資料は、朝日町図書館の所有に属する貴重資料等と同様の取扱いをする。

7 委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

8 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町図書館資料受領書と引換えに行うものとする。

第3章 歴史博物館

(観覧の手続)

第30条 委員会が特に必要と認めたときは、特別展示等における優待券、招待券及び前売観覧券を発行することができる。

(観覧料の免除)

第31条 条例第15条に基づく観覧料の免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて観覧する学生、生徒、児童及びその引率者

(2) 高齢者(70歳以上)、心身障害者及びその介助者

(3) 朝日町歴史博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会及び研究会に参加する者

(4) その他委員会が免除することが適當と認めた者

(特別利用の制限)

第32条 次の各号の一に該当するときは、特別利用の許可をしない。

(1) 特別利用によって博物館資料及び図書館貴重資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。

(2) 現に博物館資料が展示されているとき。

(3) 寄託された博物館資料及び図書館貴重資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4) 著作権がある博物館資料及び図書館貴重資料で著作権の承諾を得ていないとき。

(5) その他委員会が特別利用をすることが不適當と認めたとき。

(資料の貸出)

第33条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げる者

に対して、貸し出すことができる。

(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第31条第1項の規定による博物館に相当する施設

(2) 国及び地方公共団体

(3) 学校等

(4) その他委員会が適当と認めた者

2 前項ただし書の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書(様式第13号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

3 委員会は、前項の許可をしたときは、朝日町歴史博物館資料貸出許可書(様式第14号)を交付するものとする。

4 借受人(第2項の許可を受けたものをいう。以下同じ)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

5 博物館資料の貸出期間は30日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、1年以内の範囲で貸出しを許可することができる。

(寄贈又は寄託)

第34条 博物館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、朝日町歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第15号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認をしたときは、朝日町歴史博物館資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。

3 寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町歴史博物館資料受領書と引換えに行うものとする。

第4章 運営協議会

第35条 削除

(協議会の委員長及び副委員長)

第36条 条例第17条に規定する朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 委員長及び副委員長の任期は、協議会の委員(以下「委員」という。)としての在任期間とする。

3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第37条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、館長の申出により委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第38条 協議会内に次の専門部会を設置することができる。

(1) 図書館部会

(2) 歴史博物館部会

(庶務)

第39条 協議会及び専門部会の庶務は文化課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第40条 この規則に定めるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(補則)

第41条 施設の処務については、この規則に定めるもののほか、朝日町教育委員会事務局組織規則（平成27年朝日町教委規則第4号）を準用する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日より施行する。

附 則（平成12年教委規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第4号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年教委規則第5号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第4号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、この規則による改正前の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第1項の規定により図書カードの交付を受けた者については、改正後の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第2項の規定に関わらず、当該図書カードの有効期限は、施行日から平成22年11月1日までとする。

附 則（平成24年教委規則第3号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年教委規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年教委規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

次のとおり特別利用を許可してくださるよう申請します。

特 資 別 料 利 区 用 分 の 等	区 分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
特別利用の日時		年 月 日 時から 時まで				
特別利用の目的						

※立合係員氏名	
※許可の条件	

備考 ※欄には記入しないでください。

様式第2号(第8条関係)

朝日町教育文化施設資料特別利用許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

次のとおり特別利用を許可します。

特 資 別 料 利 区 用 分 の 等	区 分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
特別利用の日時		年 月 日 時から 時まで				
特別利用の目的						
立 合 係 員 氏 名						
許 可 の 条 件						

備考 この許可書は、特別利用をする際係員に提示し、利用時間中携帯してください。

様式第 3 号（第 9 条関係）

朝日町教育文化施設使用許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	行事の目的			使用予定人員		
	行事の内容					
使用日時 及 び 使用施設	年 月 日（曜）	使 用 施 設 名		使用時間区分		
	・ ・ （ ）			午前	午後	全日
	・ ・ （ ）					
附属設備	16mm 映写機		スライド 映 写 機		ビデオプロ ジェクター	
持込設備						
使 用 者 責 任 者	住所					
	氏名		電話			

※ 使 用 料	施設使用料	附属設備使用料	合 計
※許可の条件			
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日 第 号

備考 ※欄は記入しないでください。

様式第4号(第10条関係)

朝日町教育文化施設使用許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

朝日町教育文化施設の使用を次のとおり許可します。

使用目的	行 事 の 目 的		使用予定人員		
	行 事 の 内 容				
使用日時 及使用施設	年 月 日(曜)	使 用 施 設 名	使用時間区分		
			午 前	午 後	全 日
	・ ・ ()				
	・ ・ ()				
附属設備	16mm映写機		スライド映写機		ビデオプロジェクター
持込設備					
使 用 者	住所				
責 任 者	氏名 電話 ()				

使 用 料	施設使用料	附属設備使用料	合 計	
許可の条件				

- 備考 1 朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- 2 使用後は、設備等を原状に復し係員の点検をうけてください。

様式第 5 号（第 11 条関係）

朝日町教育文化施設使用変更（取消し）許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用変更（取消し）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消し）理由			
変更内容			

※使用料の精算	変更	既納使用料	変 更 後 の 使 用 料		差引使用料
		円	小 計	総 計	円
			円	円	
	取消し	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金	
		円	円	円	
	徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第 13 条第 1 項第 号の規定により 割を徴収します。			
※ 受付 年 月 日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日		第 号

備考 1 使用許可書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第6号(第11条関係)

朝日町教育文化施設使用変更(取消し)許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

朝日町教育文化施設の使用変更(取消し)を次のとおり許可します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使 用 日 時			
行 事 の 名 称			
変 更 (取 消 し) 理 由			
変 更 内 容			

※使用料の精算	変 更	既納使用料	変 更 後 の 使 用 料		差引使用料
		円	小 計	総 計	円
			円	円	
	取 消 し	既 納 使 用 料		徴 収 金	還 付 金
		円		円	円
		徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則 第13条第1項第 号の規定により 割を徴収します。		

様式第 7 号（第 13 条関係）

朝日町教育文化施設使用料還付申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更（取消し）許可年月日	年 月 日	施設使用変更（取消し）許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日 第 号
--------	-------	--------	--------------

備考 1 使用許可書又は変更（取消し）許可書と使用料領収書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第8号(第13条関係)

朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった朝日町教育文化施設使用料の還付については、
次のとおり決定しました。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更(取消 し)許可年月日	年 月 日	施設使用変更(取消 し)許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使 用 日 時			
行 事 の 名 称			
還 付 請 求 の 理 由			
既 納 使 用 料	円	還 付 請 求 額	円

貸 出 登 録 申 込 書

1.一般・2.団体

登録日

利用者登録番号

★太枠の中だけ記入して下さい。(※中学生以下の方は保護者名を記入して下さい。)

フリガナ		性 別	1. 男 2. 女	
氏 名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
※保護者氏名		電話番号	自宅	() -
			携帯	() -
住 所	〒		左記の住所に 1. 在住・2. 在勤・3. その他	
自治区名	※該当する地区に○をつけて下さい。 ・縄生 ・朝日ヶ丘 ・小向 ・柿 ・山王谷 ・埋縄 ・白梅西 ・向陽台 ・白梅東 町外 ・川越 ・四日市 ・桑名 ・その他			

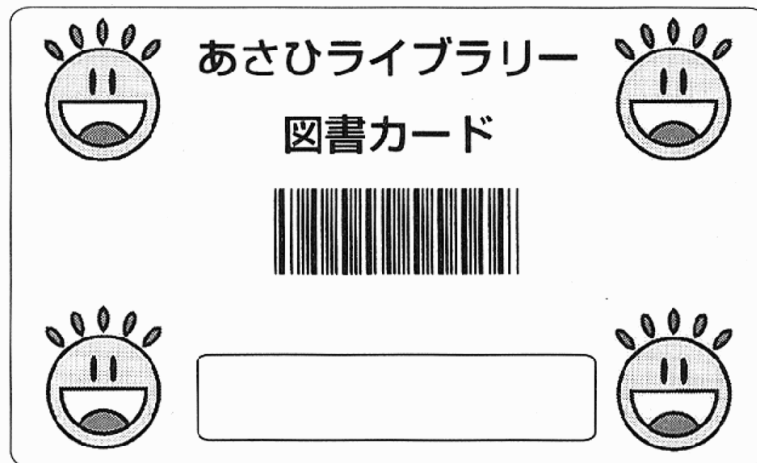
確認

免・保・学・電・家族・その他 ()

様式第10号(第22条関係)

図書カード

○表面



○裏面

○本を借りるときは、かならずこのカードをお持ちください。

○カードをなくしたとき、住所・氏名・電話番号などが変わったときはすぐ
にご連絡ください。

○このカードは他人に貸したり、譲ったりしないでください。

○このカードは長く使用しますので大切にしてください。

このカードを拾われた方は、お手数ですが図書館までご連絡ください。

あさひライブラリー
三重郡朝日町大字柿2278
☎059(377)6111

様式第11号(第29条関係)

朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)

電話

下記のとおり図書資料等を寄贈(寄託)したいので申します。

記

1 寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著者名	出版社名	数量
備考			

2 寄託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第12号(第29条関係)

朝日町図書館資料受領書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

下記のとおり資料を受領します。

記

1 寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著 者 名	出 版 社 名	数 量	分 類
備 考				

2 寄託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 13 号 (第 33 条関係)

朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者) 住所

団体名

氏名(代表者)

電話

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可して下さるよう申請します。

館外貸出する 博物館資料	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
貸出する期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
貸出利用する目的					
利 用 方 法					
運 搬 方 法					
立 合 係 員 氏 名					
※許 可 の 条 件					

備 考 ※欄には記入しないでください。

様式第14号(第33条関係)

朝日町歴史博物館資料貸出許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可します。

館 博 外 物 貸 館 出 資 す 料 る	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
貸 出 す る 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日			
貸 出 利 用 す る 目的					
利 用 方 法					
運 搬 方 法					
立 合 係 員 氏 名					
許 可 の 条 件		1 申請の目的以外に使用しないこと。 2 資料等に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。 3 資料等の写真を掲載、収録、展示等に使用する場合は、「朝日町 歴史博物館蔵」の旨明記すること。			

様式第15号（第34条関係）

朝日町歴史博物館資料寄贈（寄託）申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電 話

下記のとおり資料を寄贈（寄託）したいので申請します。

記

1. 寄贈・寄託資料

資 料 名	数 量	形 状・寸 法 等
備 考		

2. 寄託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第16号(第34条関係)

朝日町歴史博物館資料受領書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

下記のとおり資料を受領します。

記

1 寄贈・寄託資料

資 料 名	数 量	形 状 ・ 寸 法 等
備 考		

2 寄託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第1号（第7条関係）
様式第2号（第8条関係）
様式第3号（第9条関係）
様式第4号（第10条関係）
様式第5号（第11条関係）
様式第6号（第11条関係）
様式第7号（第13条関係）
様式第8号（第13条関係）
様式第9号（第22条関係）
様式第10号（第22条関係）
様式第11号（第29条関係）
様式第12号（第29条関係）
様式第13号（第33条関係）
様式第14号（第33条関係）
様式第15号（第34条関係）
様式第16号（第34条関係）

令和 7 年度

年 報

編集・発行 朝日町教育文化施設
〒510-8103 三重県三重郡朝日町柿 2278
電 話 059-377-6111
発行年月日 令和 8 年 7 月 31 日
